

行財政改革推進懇談会（事務事業評価審査会） 概要

- 1 開催月日 平成24年2月20日（月）午前10時から11時45分まで
- 2 開催場所 県庁7階 特別会議室
- 3 出席委員 加藤晶子、久保田佳、田中滋子、坪川貞子、寺尾明泰、南部隆保、南保勝、橋詰武宏（座長）（50音順 敬称略）
- 4 事務局 林総務部長、片山総務部企画幹、佐々木総務部企画幹（行政改革）
杉本人事企画課行政改革室長、吉川財務企画課長補佐、
高島市町村課長補佐

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 協議事項
 - 「第三次行財政改革実行プラン」の推進について
 - 平成23年度事務事業見直しについて
- (3) 閉会

6 協議概要

- (1)「第三次行財政改革実行プラン」の推進について
(事務局)

資料1-1「第三次行財政改革実行プラン」の推進について

資料1-2「権限移譲推進方針」の策定について

資料1-3「外郭団体の経営健全化指針」の策定について

資料1-4 財政収支見直しについて

の概要を説明

<権限移譲推進方針>

(委員)

権限移譲について、既に53事務は市町に移譲されているとのことであるが、今後も移譲を進めていくに当たり、福井市など大きな市は受入体制が整っておりスムーズな受入が可能だと思うが、小さな町などは職員も少ないためうまく対応できない場合も考えられる。

また、移譲が行われ市町ごとの取扱いが異なるようになることのないよう、市町への指導や受入体制が困難な市町への職員の派遣などの支援をお願いしたい。

(委員)

先に計画ありきで進めるのではなく、市町の受入体制の差も考慮することが大事。県と市町の移譲に対する考え方はうまくかみあっているのか。現状はどうか。

(事務局)

既に移譲している53事務のうち、例えば有害鳥獣の捕獲に関する事務については鳥獣害対策が全県的な課題となっていることもあり、全市町に移譲している。これまでは現場の被害や捕獲対象動物の生息状況を確認した上で知事が許可してから捕獲を開始し

ていたため、捕獲までに1週間程度要していたものが、移譲後は市町長の許可となったことにより1～2日で捕獲が可能となっている。

ただ、ご指摘のとおり市町の受入体制の状況によっては一律に移譲できない事務もあるため、県としては市町との役割分担を十分に踏まえ、財政的支援や人的支援などで市町を補完することを考慮しながら権限移譲を進めていくこととしている。決して押し付けであってはならないと考えている。

(事務局)

53事務(534条項)のうち全ての市町に移譲している事務が23(184条項)、受入体制が整った一部の市町にのみ移譲している事務が30事務(350条項)であり、受入が可能となった市町から順次移譲している。

今回の法律改正で、国は全市町村に様々な事務を一律に移譲しようとしているが、県としてはこれからも毎年推奨メニューを示しながら、市町との協議の中で受入体制が整った場合に移譲を進めていくこととしており、そのためのルールづくりを今回の「権限移譲推進方針」で示している。

(委員)

福井市には53事務全てが移譲されているのか。

(事務局)

全ては移譲されていない。

(委員)

市町から移譲してほしいとの要望はあるのか。

(事務局)

過去には開発行為の許可に関する事務などについて協議した結果、要望どおり移譲した例があるが、現状では市町から手をあげるということはあまりない。

(委員)

市町からの要望があまりないのは市町の職員や予算の対応が困難であることが理由か。

(事務局)

職員の問題もあると思うが、移譲事務交付金も交付しており、今後市町と協議しながら進めていきたい。

(委員)

人的な支援とはどのようなものか。

(事務局)

移譲に当たっては事務処理マニュアルを作成し、県と市町が協議を行っていく。その中で市町から短期間の県職員の派遣要請などがあつた場合には柔軟に対応していきたい。

(委員)

住民の利便性向上につなげる以上、住民の意見も取り入れながら、また、ある程度目標をもって進めてほしい。

(委員)

権限移譲した結果、大変うまくいったという好事例はあるか。

(事務局)

先ほどお話した有害鳥獣の捕獲に関する許可や屋外広告物に関する許可などがある。

(委 員)

実際に移譲されて良かったという住民の声を聞いているのか。

(事務局)

有害鳥獣の捕獲については委譲されて良かったという声を聞いているが、今後は権限移譲した後のフォローなどもしっかりとしていきたい。

(委 員)

全ての市町に権限移譲されている事務については、許可権者が知事でなくてもよいのでは。

(事務局)

移譲事務の元となる法令そのものが知事の許可と定められている。

(委 員)

移譲が進むと、知事が許可権者である必要はどこにあるのかと思ってしまう。

(事務局)

今回、国における地方分権一括法の改正により、市町に一律移譲されるものもある。一方で全国一律に移譲することはできないが、地域において市町にやってもらった方がよいと思われる事務もあり、それについては県が独自に条例で移譲を進めていくという、二重構造のような状況になっている。最終的にはそれぞれの法改正が進むことにより、市町への権限移譲がさらに進むものと思われる。

(委 員)

地方自治法を改正しなければならないのか。

(事務局)

農地転用であれば農地法など個別の法律の改正が必要となる。

<外郭団体の経営健全化指針>

(委 員)

市民の目線からは外郭団体なら間違いないと思っている感があるが、民営化された方が効率的なものもあるだろう。県の外郭団体でないといけない事業なのかどうかの見極めが難しい。

また、県の出資割合が1/2以上から1/4以上の外郭団体に対象を拡大したということだが、例えば、出資割合が1/4未満であっても多額の出資を受けている団体など、出資割合だけでなく出資額についても考慮し、そのような団体も調査の対象としていくべきではないか。

(事務局)

出資団体の中には、県の出資額が少なく、利息も低金利のため収入に占める割合が小さいという団体も多い。資料1-3で示しているように、民営化が妥当なのか、あるいは県の外郭団体として存続するのが妥当なのか等について、外部委員の意見を踏まえながら「団体評価」を行い判断していくこととしている。

出資額の件については、今後1/4以上の団体について知事の調査権が付与されるという状況でもあり、まずはこの1/4以上の団体を対象にしていきたい。

(委員)

指針策定の目的を「団体の統廃合、民営化、経営の健全化・自立的運営等を進める」としているが、財政健全化のためなど、もう一步突っ込んだ内容でもよいのではないかと。

また、外部評価を取り入れるとのことだが、例えば資料1-3の9ページにある外郭団体等一覧表を見ても、おそらくそれなりの専門家でないとい団体の妥当性や必要性が見えてこない。それぞれの当事者やそれに近い者を入れるなど、しっかりと外部評価できるようにしてほしい。

(事務局)

外郭団体の見直しは、県の関与を下げようとするものではない。外郭団体が自らの収入で自ら自立して運営し、様々なサービスを県民目線で行っていただきたいということで見直しを進めるもの。

外部評価の委員についてはやはり専門家ということになるので 公認会計士、弁護士、税理士、企業経営者等を考えており、専門的視点に基づいて評価していきたい。

(委員)

福祉施設の団体に全国労使協があり、厚生労働省の外郭団体とともに認知症・高齢者の指導者研修を行っているが、我々は(財)認知症高齢者医療介護教育センターの教育は受けていない。認知症について、薬という対応でなく、生活面での対応となると我々とはミスマッチが生じている。専門家の意見を聴取するに当たっては、専門家イコール現場という視点でも委員を選定してもらえるとよい。

(事務局)

現場の意見も含めていきたい。

(委員)

団体評価と経営評価はどのように行うのか。

(事務局)

団体評価については、団体から県に財務資料や調書を提出いただいて評価を行い、その後外部委員から意見を伺う。経営評価については団体自らが一度評価を行い、それを県が評価し、外部委員から意見を伺うこととしている。事業の必要性などをどう評価していくかは今後の課題である。

(委員)

実際に評価を進めていくとなると現実的に大変という印象を受けるが。

(事務局)

対象となる外郭団体は30団体あるので、一度にやるのは困難。まずは24年度から1年間かけて団体評価を行い、2年目に経営評価を行うなど段階的に行いたい。

なお、24年度に行う団体評価の評価結果については、25年の2~3月には公表していきたい。

(委員)

一覧表に記載の外郭団体については、それぞれ所管課があるわけだが、今から評価をしなければならないということは今まで所管課との関係が希薄であったというように感じる。常日頃から所管課が積極的に外郭団体に関わっていく方がよいと思う。

(事務局)

先日、所管課を集めて説明会を行った。評価する所管課側の職員の資質や能力も今後高める必要があると考えており、担当職員の研修を実施することも検討している。

(委員)

世の中がこれだけ変わってくるとドラスティックに対応していくことも重要。評価について話し合いだけで対応すると中途半端に丸く収まって終わりということになりかねない。

(委員)

公益法人改革も進んでいるのか。

(事務局)

25年12月までということでは現在見直しを進めている。先ほどの外郭団体等一覧表にも2団体が公益法人化しているように、順次、公益認定等委員会の答申を踏まえながら進めている。

(委員)

この認定を進める中で、各団体の目的の再検討や決算の体制も整えるということでは比較的やりやすいと思うが。

(事務局)

公益法人改革の見直しも踏まえながら、一般財団法人化する、あるいは公益財団法人化ということでは評価も変わると思うので、しっかりやっていきたい。

<財政収支見直し>

(委員)

財政指標の目標について、「全国中位を維持する」という表現は目標にふさわしいのか。中位とはどこからどこまでが中位なのか分からない。具体的な数値目標にすべきであり、修正した方がよいと思う。

また、収支見通しの考え方を教えてほしい。

(事務局)

税収が豊かな県であれば上位の目標を掲げることができるが、財政的に余裕がない本県においては、財政の健全化と県民サービスのバランスをとるためには中位がふさわしい、また中位を維持したいという思いで「中位」とした。

収支見通しの考え方については、歳入のうち県税収入の見込みは基本的に24年度予算と同額で見込んでいる。ただし、消費税は26年度は8%、27年度は10%分とした見込みとしている。

職員の人件費については第三次行財政改革実行プランの削減目標3%分を考慮している。

公債費についてはできるだけ県債の新規発行を抑制することとし、公共事業の縮小や箱物凍結で抑えていきたい。また、県有施設をできるだけ維持・修繕しながら長寿命化を図るなど、引き続き歳出の抑制に努めていく。

(委員)

財政健全化と県民サービスは分けて考えていただきたい。中位はやはりわかりにくい。私と同じ感覚で見る県民は多いと思うが。

(事務局)

中位という表現は今後検討するが、どちらかという中庸というイメージである。

公債費については過去の分の返済ということもあり現在ピークを迎えているが、ある程度の起債は世代間均衡を図るためにはどうしても生じてくるもの。繰り上げ返済なども行いながら、最終的には実質公債費比率（15.4%）や将来負担比率（210.2%）は現状を超えないようにしていきたい。

(委員)

県民が何を幸せに思うかは、お金とマッチするときとしないときがある。

県としてどのような道を歩むかということ考えたときに、「全国中位を維持する」という表現よりふさわしいものがあると思う。お金ではなく幸せになる道を表現してほしい。

(事務局)

県民の満足度を最大化することが行政の目的だと思うが、財政収支見通しという中ではなかなか表現しづらい。

(委員)

マクロの面で見ると、支出についてはもう抑えるところは抑えている。これからは実施できなくなる事業もあるという意味で、県民に痛みを伴うことを認識してもらう時代になってきており、その意味でも、事業にメリハリをつけることが重要。県としてどうあるべきかという柱があって、その上で行財政改革があるのではないか。

(委員)

27年度にかけての大きな財政出動は何か。

(事務局)

今後大きなプロジェクトがいくつか動き出す。新幹線についてはまだ正式な認可はおりていないが、この5年間でまずは用地の確保からはじめていく。先行県を参考にしながらある程度の試算をしているが、今それほど大きな投資額は出てこないと思われる。地方交付税で手当てがされるので、県税などの一般的な財源で負担する部分は少ないことから極端に財政を悪化させる状況にはならない。起債はある程度必要だが、その部分は県債残高も現在減少しているため、将来的に極端に伸びることはないだろう。

(2) 平成23年度事務事業見直しについて

(事務局)

資料2 事務事業見直しについて の概要を説明

(委員)

全体を通して意見があれば発言願いたい。

(委員)

財政収支見通しに関して、納税の義務は遵守すべきであり、徴収強化をしっかりと行うならば県税収入を24年度予算と同額を見込んでいるのはおかしいのでは。

(事務局)

県においても外部の回収専門機関へ委託したり、また弁護士を通じた滞納者への通知なども効果があることから、そのようなノウハウを積極的に活用して徴収率を上げていきたい。

(事務局)

22年度の県税徴収率は97.0%と全国9位であり、福井県地方税滞納整理機構を設置し、悪質な案件について県職員と市町職員が共同して徴収強化に取り組んでいる。

(委員)

定員管理の適正化について、削減しつつ効率的で質の高い行政をどのように進めていくのか。なお、先ほど配られた「行革のすすめ」を見ると、県が行革に懸命に取り組んでいるということがよく分かる。この内容は民間企業でも非常に参考になる。

(事務局)

前回の行革プランでは5年間で一般行政部門の職員数を10%減らし、現在全国最低水準の職員数となっている。

今回の第三次行改革プランでは3%削減を数値目標としているが、団塊の世代の退職者がここ2年ほどはまだ多い。

また、国体や新幹線に必要な新たな要員については、例えば任期付職員や臨時任用職員の採用など他県の例を参考にしながら今後検討していく。

組織については、どの部署でどの業務を削減できるかや、どの業務をアウトソーシングできるかということ、個々の実状や体制を十分検討した上で見直しを実施している。

(委員)

国の緊急雇用創出基金事業が23年度で終了することについて、県の事業でも多くの雇用を生み出していると思うが、この事業がなくなると業務に支障が生じないか。

(事務局)

緊急雇用は基本的に短期で完了する事業を基本とするなど工夫して取り組んでいるが、場合によってはアルバイト対応などを考えなければならない。

(座長)

数値目標は効率化を図る点で有効な手段だが、一方で数値に表れないものもある。福井県独自の予算もあり、そういったものを活かしながら県政を進めていただきたい。

また、県民にわかりやすく予算や事業の提示をお願いしたい。それが県民と一体となって県政を進めていくことにつながると思う。

福井県では今後大きなプロジェクトが現実的に動き始めるので、メリハリをつけながら行財政改革を実りあるものにしていただきたい。